

令和5年第3回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和5年3月23日(木)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 樋渡 奈奈子
委員 林 幹字 委員 小野 聡子
委員 高田 彩
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 佐藤 良彦
次長兼教育総務課長 中野 裕夫
理事兼学校教育監 佐藤 英樹(秘密会時退室)
生涯学習課長 水越 森蔵(秘密会時退室)
文化財課長 内海 年一(秘密会時退室)
参事兼教育総務課長補佐 松田 直樹
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第5号 多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
議案第6号 多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
議案第7号 多賀城市教育委員会組織規則の改正について
議案第8号 職員の人事について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

27ページの私の表現を直していただきたいところがあり、後でお伝えしたいのですが。

教育長

意味が変わらないように直すということによろしいでしょうか。

樋渡委員

はい。

教育長

そのほかにございませんか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、他の部分では異議がないものと認め、一部訂正した上で、前回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城

市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。諸般の報告を申し上げます。

令和5年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、2月28日、「令和4年度第3回全教職員研修会」を文化センター小ホールで開催しました。48名の教職員が参加し、「安心して過ごせる学級づくり～今日から始めるアサーション～」について聴講しました。

2月7日から3月8日まで30日間の会期で、「令和5年第1回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

3月2日、「部活動地域移行検討委員会」を東豊中学校で開催し、学校教育監が出席しました。

3月15日、元宝塚歌劇団月組水島あおいさんによるコンサートを第二中学校で開催し、生徒約260名が鑑賞しました。

3月17日、「市議会全員協議会」及び「多賀城創建1300年事業調査特別委員会」が開催され、教育長、教育部長、次長、文化財課長等が出席しました。教育委員会関係では、特別史跡多賀城南門等復元整備事業の進捗状況について説明しました。本日、机上のほうに配付している資料につきましては、後ほど説明いたします。

3月22日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月10日に中学校において、3月17日に小学校において、3年振りに来賓等を招待して執り行いました。

令和5年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月10日に執り

行う予定です。

生涯学習課関係です。3月1日、「図書館運営審議会」を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月4日、5日の2日間、「文化センターまつり」を文化センターで4年ぶりに開催しました。展示部門で16団体、舞台部門で12団体が参加し、延べ908名が来場しました。

3月15日、「社会教育委員会議」を開催し、教育長、生涯学習課長が出席しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、次のページからの別表のとおりです。

文化財課関係です。2月18日、3月4日の2日間、令和4年度資料展「地域の文化財ー南宮村・山王村ー」の関連企画として、地域住民によるギャラリートークを埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しました。詳細は4ページの別表のとおりです。

4ページの下段になりますが、令和5年3月23日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

質問ですが、2ページの市民会館事業で、2月23日、3月11日の主催事業「たがぶん自習室」で4名の参加とありますが、どのような内容だったか教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

これは、文化センターの会議室などで予約が入っていないところを、中学生や高校生などに無料で開放する事業でございます。募集をかけて4名の方が利用したものでございます。

樋渡委員

ありがとうございます。次に3ページの2月27日成人育成事業「メタバー

スツアー」が大代公民館で1名ということですが、広報・周知の問題なのか、あまり興味がなくて1名のみの参加だったのか教えていただければと思います。

生涯学習課長

メタバースツアーは以前お子さん向けのものを開催していて今回は成人対象ということで、原因はいまのところ特定できていませんが、お子さん向けの場合は東小学校の子ども達に周知できていましたが大人向けの場合ですと元々公民館の事業に興味のある方で、さらにその中でメタバースに興味がある方と限定されてきますので、そのへんの周知の方法が課題ではあるのかなと思います。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

小野委員。

小野委員

わたしも対象の一人ではあったのですが、確かにちゃんと各家庭に事業のお知らせはあり、まわりでも参加したいという声はありましたがなかなか実際に参加する勇気がありませんでした。次の機会は参加してみたいと思います。

生涯学習課長

仮想空間での交流ということでどこにいても参加できるのですが、メタバースということにピンとくる方が少なかったと思いました。

小野委員

1名だけの参加ということで残念でした。

樋渡委員

わたしももったいないなと思いました。ありがとうございました。

教育長

そのほかございませんか。小野委員。

小野委員

質問ではないのですが、1 ページ教育総務課関係の卒業式についてですが、久しぶりに来賓を招待しての式典で、歌唱もあり素晴らしい卒業式でした。出席させていただいて感謝します。ありがとうございました。

教育長

高田委員。

高田委員

初めて出席したということもあり、当日の振る舞いや席の配置などを確認しておらず、当日林委員に教えていただきました。来賓ではなく主催側でしたので、座席表のようなものがあればよかったなと思いましたが、今後は大丈夫です。初回の方に対してはそういうものがあればいいなと思いました。

教育長

学校教育監。

学校教育監

どうしても主催側にいても来賓の方にあわせておじぎなどをしそうにはなると思います。

高田委員

当日は隣の席から校長先生がいろいろと合図などをしてくれました。

教育長

学校の方も3年ぶりということではなかなか細かいところまで気が行かなかったのかなと思いました。樋渡委員。

樋渡委員

以前ですと、受付では座席表を配付され、校長先生が席まで案内していただいたり、式の進行についても説明をいただいていた。ただやはり、来賓紹介のときは校長先生と一緒に立っていいものか迷ったりもしました。

教育長

そういったずっと続けてきたことがこの3年間で途切れてしまったので、も

う一度学校で確認していきたいと思います。
そのほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

議案第5号 多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理 に関する規則の制定について

教育長

これより、本会議に入ります。

はじめに、議案第5号「多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、5ページをお願いします。議案第5号「多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、次のとおり定めるものです。

6ページをお願いします。

関係規則の整理ということで、資料に記載の二つの規則を改正するものです。

一つ目は、第1条、「多賀城市教育委員会個人情報保護条例施行規則」の一部改正、二つ目が、第2条、「教育長に対する事務委任規則」等の一部改正です。

いずれの改正も、「多賀城市個人情報保護条例」を引用している規定について、これを「個人情報の保護に関する法律」に改めるという改正を行うものです。

その意図でございますが、右側7ページの議案第5号関係資料をご覧ください。

1の改正の趣旨ですが、これは、デジタル化の推進に起因した改正でありまして、資料に記載の関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことによるものです。これまで、個人情報の保護に関して定める法律は5法ございましたが、デジタル社会を形成するに当たって、日本全国統一したルールに基づいて対応していくことが適切であることから、地方自治体の個人情報保護制度を含めて、主要3法を「個人情報の保護に関する法律」に一元

化したことによります。

これに伴い、多賀城市個人情報保護条例を廃止することとしたため、2の改正の内容に記載のとおり、教育委員会におきましても、当該条例の規定を引用している規則において、法律の規定によるもの、と改めるものです。

3の施行期日ですが、令和5年4月1日とするものです。

以上で、説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

そもそもの法律の中身を良くわかっていないので、ご説明いただけるとありがたいです。

教育長

次長。

次長

それではわたくしから説明させていただきます。今回は5法の中の3法が一元化されたということですが、「個人情報の保護に関する法律」は一般的・基本的規定の二段構成となっております。この法律に基づき、多賀城市では「個人情報保護条例」を策定しておりました。その他の3法のうちの一つとしては、略した言い方になりますが行政機関に関する個人情報保護の法律、もう一つは独立行政法人に関する個人情報保護の法律があります。それぞれで個人情報の保護について定めていたのを、先ほど申しましたようにオールジャパンでの取組が必要となりますので、それらを一つの法律にまとめることとなりました。

各自治体においては個人情報保護法に基づいて条例を定めておりましたが、自治体によっては個性的な規定を持つところもあったので、それらも一元化されることとなりました。多賀城市の場合で言いますと、通常、個人情報の保護というのは生きている方に対して適用されるものですが、これまでの多賀城市の条例ではお亡くなりになった方に対しても適用となっております。

このように規定ぶりが違ってきていることもありましたので、やはりデジタル社会を進めていくためには一元化したルールにした方が効率的・効果的であろうということで、全て法律に拠るところにする、と改められたというもので

す。

ですので、市の個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づく運用に変えるというところで、教育委員会でも機関として規則として定めることとなっておりますので、その拠りどころを条例ではなく法律に改める、という整理になります。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第5号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

議案第6号 多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

教育長

次に、議案第6号「多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、11ページをお願いします。

議案第6号「多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の制定についてであります。これは、既に委員ご承知のとおり、本年4月1日か

ら、多賀城中学校、多賀城八幡小学校の2校において、先行して学校運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるものです。

議案の12ページから18ページにかけて整理してございますが、本日は要点を絞ってご説明いたします。

12ページをお願いします。

第1条趣旨です。この規則は、資料に記載のとおり法の規定に基づく学校運営協議会の設置に関して必要な事項を定めるものであること、そして、学校運営協議会とは、第2項にありますとおり学校運営等に関して協議する機関として、地域住民等の学校運営への参画等により、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものと位置付けるものです。

第2条は、協議会の設置についての規定です。第1項では、所管する学校ごとに協議会を設置すること、ただし、複数校に1つの協議会を設置することができること、第2項では、複数の協議会間で、連絡協議会を置くことができること、第3項では、義務教育期間9年間を通じて一体的に教育を行う場合についての定めを規定しております。

続いて、第3条「基本方針の承認」から第6条「情報発信等」までの規定は、学校運営協議会の役割を定めたものです。

第3条では、協議会は、学校長が示した教育目標及び運営方針等に関して、その是非を諮ること、第4条では、協議会は、教職員の構成や望ましい人材の在り方について、教育委員会に意見を述べるができること、第5条では、毎年度1回以上、学校評価を行うこと、第6条では、協議会は、地域住民、保護者などと学校運営に関する理解を深めるため、協議の結果に関する情報を積極的に提供することなどを定めております。

協議会の組織は、第7条で、15人以内の委員で構成すること、委員の任命に当たっては、第8条において、記載の1号から6号に掲げる者の中から、校長の推薦により、教育委員会が任命することを定めております。

なお、委員の身分は、非常勤の特別職の職員とすること、委員の任期は、第9条で、3年とすること、辞職等により、後任の委員として任命された場合は、前任の残任期間を任期とすること、委員は再任できることなどを定めております。

第10条「委員の責務」についてですが、非常勤の特別職の職員については、一般職の職員と異なり、地方公務員法の規定による守秘義務が課せられないことから、この規定により責務を定めるものです。

第11条「報酬等」については、市長が別に定めると規定してございます。既にご承知とおり、地方公務員法の規定による非常勤の特別職の職員の報酬等については、条例で定めなければならないことによります。

なおその条例については、先般の会議でも報告しておりましたが、令和5年第1回市議会定例会で議会の承認をいただいております。報酬額については年額1万円となります。

第12条から第15条までは、協議会を運営していくに当たって、必要な事項を整理したものです。

第12条では、協議会に会長・副会長を置くこと、その選任に当たっては、委員の互選によること、その他、会長・副会長の役割を定めております。

次のページをお願いします。

第13条では、会議の招集権は会長にあること、会議の成立要件を委員の過半数とすること、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところとすることなどを定めております。

第14条では、協議会に対する教育委員会の役割を定めており、教育委員会は、協議会に対して指導・助言や、第2項にありますとおり、協議会の運営に適性を欠く場合に、必要な処置を講じなければならないことを定めております。

次のページをお願いします。

続いて、第15条ですが、これは、委員の解任に関して規定しているもので、委員解任については、教育委員会の権限とすることなどを定めております。

最後に、附則でございますが、まず第2項において、協議会の設置に伴い学校評議員を設置しないこととするため、学校評議員の設置について規定する多賀城市立学校の管理に関する規則を改めるものです。

第1項の施行期日ですが、令和5年4月1日施行とするものです。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

17ページの委員の解任についてですが、15条で解任することができる、とありますが、例えば(2)の理由などで委員自ら辞任することはできるのでしょうか。それだけ教えてください。

教育長

次長。

次長

ここで言う解任とは、委嘱の際は教育委員会が発令することになりますので、反対に解く場合には解任という発令をするという意味合いになります。従いまして言い換えますと、ご本人が心身の故障などで任に堪えないということになりましたら、辞任を申し出ることはありますので、ご理解願います。

樋渡委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかにございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定します。

議案第7号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

教育長

次に、議案第7号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、19ページをお願いします。

議案第7号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則」の制定についてですが、これも学校運営協議会を設置するに当たり、当該協議会に係る事務

分掌を定めるものです。21ページをご覧ください。

議案第7号関係資料「規則改正に係る新旧対照表」にありますとおり、表の左側、第9条教育総務課学校教育係の項に12号「学校運営協議会に関すること。」を加える改正を行うものです。

左側20ページ下段をご覧ください。

附則ですが、令和5年4月1日から施行とするものです。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第7号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定します。

議案第8号 職員の人事について

教育長

次に、議案第8号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

(秘密会の会議録については、別途作成)

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。文化財課長。

文化財課長

それでは、先ほど部長の方から3月17日に開催された多賀城創建1300年事業調査特別委員会において特別史跡多賀城跡復元整備事業について説明したことの報告がありましたが、お手元に配付した資料に基づき多賀城南門等復元整備事業について説明いたします。

本日の説明の要旨は、継続検討としておりましたガイダンス施設の外觀・意匠デザイン等につきましてもとまりましたので、その計画について説明するものです。

この仮称景観交流ガイダンス施設につきましては、後ほど説明いたしますが、文化庁から変更して国土交通省の補助を活用するという整理を行っているところです。

現在、施設の名称については検討中でありますので、仮称名としてあります。表紙の下の方に記載させていただきましたが、本資料では以下「ガイダンス施設」と略して記載しており、説明も同様に略して説明させていただきますので、予めご承知願います。

それでは、資料の表紙をめくっていただきまして、本日の説明事項は、ここに記載いたしました1から12の項目でございます。

資料が多いものですから要点を中心に、また、着座にて説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いします。

工事の進捗状況について、①南門と築地塀でございます。左側に説明図、右側に進捗状況と今後の予定を記載しておりますのでご覧ください。多賀城南門復元工事につきましては、3月2日に建築確認の検査を完了し、左図面の黄色の箇所になりますが、再度、基壇周りに仮囲いを設置しております。

今後の予定につきましては、工事用の仮設道路を設置後に築地塀の基礎コンクリートを打設予定です。

次に、5月下旬から、左図面の緑の箇所になりますが、素屋根の建設に着手し、その後、引続き素屋根内で版築作業に入る予定です。

なお、内部での版築作業の状況等につきましては、請負業者の社会貢献活動

として、中央公園側にモニターを設置し、周知・啓発を目的とした放映を行う予定です。

次に、2ページをお願いします。

工事の進捗状況について、②地形修復・修景でございます。左側に説明図、右側に進捗状況と今後の予定を記載しております。現在、多賀城南門復元工事に設置した仮設通路の撤去及び東西斜面において、地形修復工事を行っています。

今後は、築地塀工事などのため、左図面の青色の箇所になりますが、仮設通路を4月頃から設置し、あわせて中央公園西側のガイダンス施設用地周辺、左図面のオレンジ色の箇所になりますが、作業ヤードとして万能塀により仮囲いするようになります。

その後に築地塀・地形修復工事に本格的に着手いたします。図面の説明は割愛させていただきますが、計画概要の全体図となります。先ほどのモニター設置予定場所等もあわせて表記しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、3ページをお願いします。

ガイダンス施設の概要、平面図となります。前回、令和4年9月の定例会でお示ししたものを拡大したものです。男女トイレ、多目的トイレ、授乳室、管理室、そして、展示・情報発信スペースを設ける設計となっています。

次に、4ページをお願いします。

ガイダンス施設の建物の基本コンセプト及び外観デザインとイメージパース図となります。

ガイダンス施設の意匠・デザイン等につきましては、継続検討中でしたが、これから説明する内容で整理したものです。

1基本コンセプトですが、特別史跡多賀城跡の正面玄関となる多賀城南門等を訪れる方々を古代、ロマンの世界に誘う建物とし、景観と調和し、南門に影響がない建物の高さで平屋造りとし、歴史的風致、特別史跡や周辺との風景、自然との調和を基軸としたものです。

そのため、2の色彩や外観についてですが、南門瓦と調和した濃墨色と和を感じる薄墨色を基本色彩としながら、外観については、南門や築地塀との違いや変化を持つことを考慮し、古代の和的イメージと自然な採光や周辺の歴史景観の映り込みなどを自然に視覚的に感じられるガラス壁の組み合わせによる、和とモダン調の調和としたもので考えております。

右側がそのパース図となります。基本的には、南門の入母屋造りとの差別化を図り、三角形の土地の形を効果的に活用するため、三角形の屋根の寄棟造りとなります。

外観のデザインにつきましては、上段が南門側から見たイメージ、中段が入り口エントランス側で中央公園側から見たイメージ、下段が上から見た場合の寄棟の屋根の形状となります。

屋根につきましては、濃墨色としながら、南門の瓦葺きとの変化を生み出すように、素朴な趣が生じる大和葺きと呼ばれる板状に見える屋根材で考えております。

上段及び中段の図になりますが、展示・情報発信スペースの周りはガラス壁によるもので考えております。

次に、中段にあります真壁ですが、色合いが出なくて申し訳ありませんが、薄墨色の木目調の壁とし、あわせて同様に円柱、柱を露出表現し、窓隠しには格子を使用したいと考えております。

なお、建設関係の詳細につきましては、次回議会において工事契約締結案件となることから、その後に説明させていただきたいと考えております。

次に、5ページをお願いします。

ガイダンス施設の機能となります。今般、国土交通省から補助を受けるに際し、後ほど10ページで説明いたしますが、これまでの構想にプラスして地区の景観形成に資する施設とした機能となるものです。

機能の考えと参考写真を記載しております。説明は割愛させていただきますが、前回説明いたしました、展示・情報発信機能、体験・交流活動機能、地区住民やボランティア等の待機機能、管理施設機能などを有したものとなります。

次に、6ページをお願いします。

左側の地図は、景観形成地区として当市では歴史的風致維持向上計画を策定しておりまして、その重点区域内の中心線上付近にガイダンス施設を建設するものであること、政庁跡や南門等の歴史的風致・景観の範囲内にあることを示すものです。

右側につきましては、この地区の「歴史的景観」や「自然的景観」は本市固有のもので、地区景観の根幹となることを記載しているものです。

次に、7ページをお願いします。

ガイダンス施設の展示構想です。5ページで説明し、情報発信、観光及び交流拠点機能としての展示関係の基本的構想を記載したものです。

概要説明は割愛させていただきますが、最新技術を用いた映像設備等による情報提供、ボランティアとの連携など、基本方針としていることに大きな変更はございません。

次に、8ページをお願いします。

8地区の景観形成のための補助制度です。上段の計画ですが、文化財は第3

次保存管理計画などが、景観については景観計画があり、その上で文化庁と国土交通省が連携して取り組んでいる歴史的風致維持向上計画があります。

その下の補助制度ですが、従来、文化庁所管の補助制度を活用し事業を進めてまいりましたが、補助事業の対象として災害復旧や修理工事、そして史跡の整備などが一緒に一体的に含まれていることなどから、全国からの要望が多く、新規事業であるガイダンス施設への予算配分については難しい状況でありました。

その中でも、本市には既存事業である地形修復・築地塀の復元工事分については配分があり、考慮して配分をいただいたと聞いております。

右側の街なみ環境整備事業の概要ですが、本市は記載のとおり、景観計画及び歴まち計画を策定しており、「歴史的景観」や「自然的景観」の維持向上として、「地区の景観形成」に資する施設としてさらなる施設の有効活用を目指して国土交通省への申請が可能となったものです。

次に、9ページをお願いします。

「歴まち計画・景観計画」と街なみ環境整備事業です。左の図は、歴まち計画の重点区域を右側の図は、景観計画の景観重点区域を示しており、特別史跡及びガイダンス施設建設の地区について、当該区域内に該当していることを示しております。このことから、下にありますとおりガイダンス施設建設が該当エリアにあることを示したものであります。

次に、10ページをお願いします。

街なみ環境整備事業の概要についてです。当該補助事業の概要については資料に記載のとおりですが、今般、ガイダンス施設建設が補助事業の対象となる根拠などについては、左側の赤線での囲い部分にあるとおり、同様に右側の赤線で囲った部分にありますとおり、集会所や地区の景観形成のため設置する非営利的施設としてガイダンス施設の建築が対象となるものです。

次に、11ページをお願いします。

補正予算の計上についてです。ガイダンス施設の建設につきましては、3月30日開催の市議会臨時会において令和5年度予算の増額補正をお願いするものでございます。表1に記載のガイダンス施設建築工事につきましては2か年工事となりますことから、令和5年度予算とあわせまして債務負担行為を設定するものです。各年度の事業費は、令和5年度予算は1億5,000万円、令和6年度予算は9,000万円、合計2億4,000万円の計上となります。主な財源につきましては、社会資本整備総合交付金、街なみ環境整備事業とし、補助率は2分の1となります。

次に、表2のガイダンス施設展示の実施設計業務委託につきましては、展示

等の実際の施工に関する映像や音響の作成、あるいは設備や装置、機器などの計画設計や費用、スケジュール等の実施設計を行うための費用として850万円を計上するものです。

なお、この委託料の財源につきましては、令和6年の創建1300年に向けての事業スケジュールの関係などから、早期着手に向けて基金充当の形で計上したいと考えているところでございます。各内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、12ページをお願いします。

事業スケジュールについてです。こちらの表につきましては南門、築地塀と地形修復に変更等はございませんので割愛させていただきます。その下の段でガイダンス施設関係でございますが、上段黄色が前回の計画、下段黒色等が今回の計画として、事業のスケジュール・工程を示しております。

ガイダンス施設につきましては、2段目の建物・設備の欄にありますように、国土交通省の補助手続きでは令和5年4月の補助申請と5月交付予定に変更になります。市議会臨時会で補正予算を承認いただきました後には、5月末での入札を経て、その下の「議会・手続」の欄でございますが、6月の市議会定例会で工事請負契約の承認を受けたいと考えております。これにより、前回の計画同様に7月から工事に着手するもので、計画期間に変更は生じないものです。

次に、その下段の展示設計欄ですが、予算補正後の5月にプロポーザルを実施の上、設計をできれば10月頃までに完了し、令和5年第3回市議会に補正予算を計上し、11月から制作、施工に着手する計画です。

なお、前回計画時には暫定展示の計画でございましたが、今回の計画では令和6年11月には本格的展示で臨みたいと計画を変更して考えております。

また、今後の展示の制作・施工に要する補助につきましては、国土交通省との協議になりますので、引き続き財源の確保に向けて取り組んでまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

なにか質疑などはございませんか。林委員。

林委員

このガイダンス施設の工事業者は、南門の工事業者と同じになるのでしょうか。それともまた別ですか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

別の工事となりますので、今の業者が入札に応札するかだとは思いますが、厳正なる入札手続きを経てまるきり別なところとなるかもしれません。

林委員

わかりました。

教育長

そのほかにございませんでしょうか。

(「はい」の声あり。)

教育長

それではなにかご質問がありましたら、また別の機会にお願いします。

そのほかにございませんでしょうか。学校教育監。

学校教育監

委員の皆様のお手元に多賀城市教育委員会教育基本方針の資料をお配りしておりますのでご覧ください。

前回の議案第2号で、令和5年度の方針について文言の整理のご提案がありましたので、2箇所、お手元の資料の青枠のとおり修正させていただきましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

教育長

ただいまの修正についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年4月26日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印